



まにわ



主な記事

改選後の議員紹介	P2 ~ 3
真庭市議会基本条例	P4 ~ 6
3月定例会・2月臨時会	P7 ~ 12
常任委員会報告	P13 ~ 15
一般質問	P16 ~ 22
議会の動き	P23
請願・陳情の受付等	P24

議会風景

5月16日に開催された臨時会で
提案説明を行う太田昇市長(中央)

新体制がスタート!

議会新体制が 決まる

議員定数が24名に改定されてから初めての真庭市議会議員選挙が平成25年4月14日に執行されました。改選後、初めての臨時会が4月30日に開催され、正副議長及び各常任委員会委員などが選任され新しい体制が決まりましたので紹介いたします。

議長・副議長



議長 長尾 修



副議長 岡崎 陽輔

総務常任委員会



委員長 草地 秀育



副委員長 初本 勝



岡崎 陽輔



緒形 尚



河部 辰夫



妹尾 智之



中元 唯資



森田 一文

8名

文教厚生常任委員会



委員長 築澤 敏夫



副委員長 氏平 篤正



岩本 壯八



柿本 健治



妹尾 昇



中尾 哲雄



原 秀樹



宮田 精一

8名

真庭市議会議員24名

産業建設常任委員会



委員長 福島 一則



副委員長 入澤 廣成



池田 文治



小田 康文



古南 源二



竹原 茂三



長尾 修



福井 荘助

8名

議会広報編集特別委員会

委員長
副委員長

福草 緒入原氏
島地形澤 平
一秀 廣秀篤
則育尚成樹正

議会運営委員会

委員長
副委員長

福築古草宮河
島澤南地田部
一敏源秀精辰
則夫二育一夫

岡山県中部環境施設組合 議会議員

原妹柿築長
尾本澤尾
秀 健敏
樹昇治夫修

農業委員

福小
井田
莊康
助文

監査委員

妹
尾
昇

各種委員

真庭市議会基本条例

平成24年12月第6回真庭市議会定例会において「真庭市議会基本条例」が議員発議により上程され、原案可決されました。その全文をここに掲載します。

前文

地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が一層拡大する中、二元代表制の一翼を担う議事機関としての議会は、政策立案、行政の監視、そして情報公開で分かりやすい議会をつくるなど、責任ある議会活動が求められており、行政に関わる者として、これらの課題に取り組み、自立したまちづくりを進める責任は、今後ますます重くなっていく。このような情勢を受け、真庭市議会においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める規程を遵守するとともに、積極的な情報公開、議会活動への多様な市民参加の推進、自由討議の推進、行政機関との緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、政治倫

理の遵守等について議会運営の基準をより明確にし、厳格に実践することにより、議会の責務を果たし、市民の負託に応えるため、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上を目指し、豊かな真庭市の実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

ばならない。
 (1) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び政策提言に取り組むこと。
 (2) 市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。

(3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
 (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会を目指すこと。

(議員の活動原則)
 第3条 議員は次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。
 (1) 議員個人の自主性及び自立性を高めるため、日常の調査及び研修活動を通じて自己の能力及び資質の一層の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
 (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉向上を目指して活動すること。

(議員相互間の自由討議による合意形成)
 第4条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営しなければならない。
 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

こと。
 (3) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

(危機管理)

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。
 2 議会は、大規模災害等



議長席

の災害対策に関して、別に真庭市議会災害対策委員会規程（平成23年真庭市議会告示第1号）を定める。

（議会改革の推進）

第6条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。
2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

（会派）

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
2 会派は、別に議長が定める規程に基づき、市政に関する政策研究提言、調査研究等に取り組み、議会の活性化に寄与するように努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第8条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。
2 議会は、本議会、常任委員会のほか、全ての会議を原則公開とする。
3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。
4 議会は、市民の意見を把握するため、必要に応じて市民との意見交換の場を設けるものとする。

（情報公開及び広報広聴の充実）

第9条 議会は、広報広聴機能の充実のため、その有する情報を常時公開する。
2 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
3 議会は、ケーブルテレビ、インターネット、広報誌等の多様な媒体を用いて、情報を発信し、及び市民の意見の把握に努めるものとする。
4 議会は、議会の活動を広報するため、必要に応じて議会報告会を開催するものとする。

第4章 行政と議会の関係

（市長等との関係）

第10条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。
2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。
(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行

うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長からの許可を得て、議員の質問に対して質問趣旨の確認等のため反問することができ

(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

（議会審議における論点情報の形成）

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計

算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

（政策立案及び政策提言）

第12条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行うものとする。

第5章 議会運営

（議会運営）

第13条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。
2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

（委員会）

第14条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。
2 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の

高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができるものとする。

3 委員会の審査に当たっては、傍聴者に審査資料を貸与することができる。

第6章 議会の権能強化

(議会の機能の強化)

第15条 議会は、市政の執行に関する監視及び評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(調査機関及び検討会等の設置)

第16条 議会は、市政の課題に関する調査のため、必要があるとき、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、市政の課題に関する調査のため、必要があるとき、議員で構成する検討会等を設置することができる。

(研修及び調査研究)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上

等を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第18条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第20条 真庭市議会政務活動費交付条例(平成17年真庭市条例第271号)の規定により政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の適正な執行に努めなければ

ならない。

2 議会は、議長が別に定める基準により、政務活動費の収支報告書を公開する。

第8章 議員定数 政治倫理

(議員定数)

第21条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

なければならない。

2 真庭市議会議員政治倫理条例(平成18年真庭市条例第31号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

第9章 補則

(他の条例との関係)

第23条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

真庭市議会はこの条例を遵守いたします。

平成 25 年 3 月 第 2 回 真庭市議会

3月定例会

(会期 2月22日から3月14日まで)

平成 25 年度 骨格予算

494 億 1,023 万 8 千円

を可決しました

一般会計	302 億 8,500 万 0 千円
特別会計	157 億 2,477 万 5 千円
公営企業会計	34 億 0,046 万 3 千円

対前年比 2 億 5,985 万 2 千円 (0.5%) 増

・ 市長、議員改選にあたり、平成25年度骨格予算を可決！

◆報告 1 件

報告第1号 専決処分
の報告について

車両物損事故による損害賠償についての報告です。

◆諮問 1 件

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

片岡知徳氏の推薦に同意しました。

◆議案 64 件(全て原案可決)

※()内は付託委員会名

(総務) … 総務常任委員会

(文教) … 文教厚生常任委員会

(産建) … 産業建設常任委員会

(予算) … 予算審査特別委員会

議案第3号 真庭市農業共済損害評価会委員の委嘱について

議案第4号 真庭市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

主な内容としては、消防団の充実強化を目的に班長・団

員の年報酬を2,000円増額するものです。

議案第5号 真庭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について (総務)

議案第6号 真庭市事務分掌条例の一部改正について (総務)

議案第7号 真庭市過疎地域自立促進市町村計画の変更について (総務)

川上簡易水道配水管改良事業、市道山田・笹原線道路改良事業、延命寺線道路改良事業、田中中通り線道路改良事業、下方中線道路改良事業、下畝線道路新設事業、湯本つり橋線改良事業、東部簡水老朽管改良事業並びに黒田飲料水供給施設配水管新設事業などを新たに計画に加えます。

議案第8号 真庭市辺地総合整備計画の変更について (総務)

曲り・古呂々尾中の市道中村草野線を新たに計画に加えます。

議案第9号 真庭市公共施設
の暴力団排除に関する
条例の一部改正について

(総務)

議案第10号 字の区域・名
称変更について

(文教)

国土調査による変更です。

議案第11号 真庭市障害者
自立支援条例の一部改正に
ついて

(文教)

障害者自立支援法の一部改
正に伴う条例改正です。

議案第12号 真庭市認定こ
ども園等施設整備基金条例
の制定について

(文教)

認定こども園や心身障害
児通所訓練施設を整備する
ための基金をつくります。

議案第13号 真庭市蒜山高
原スポーツ公園条例の廃止
について

(文教)

議案第14号 真庭市スポー
ツ施設条例の一部改正につ
いて

(文教)

真庭市蒜山高原スポーツ
公園条例を廃止したことによ
る条例改正です。

議案第15号 真庭市民俗資
料館条例の一部改正につい
て

(文教)

民俗資料館としての目的
に合致しない施設をこの条
例から削除して新たな条例
を制定します。

議案第16号 真庭市肉用牛
導入事業基金条例の廃止に
ついて

(産建)

議案第17号 真庭市川上地
区林野草地条例の一部改正
について

(産建)

議案第18号 真庭市交流体
験施設匠蔵条例の一部改正
について

(産建)

指定管理者の指定手続等
を行うために条例を改正し
ます。

議案第19号 真庭市ひまわ
り館条例の一部改正につい
て

(産建)

この条例に規定する施設
や利用料金についての見直
しなどを行います。

議案第20号 真庭市八束ふ
るさとふれあい特産館条例
の一部改正について

(産建)

利用する施設と料金を明
確にするものです。

議案第21号 真庭市ひるぜ
んワイナリー設置条例の一
部改正について

(産建)

火曜日を休業日とします。
また1月1日と12月31日も
休業日とします。

議案第22号 真庭市温泉条
例の一部改正について

(産建)

内湯配湯申込金を減額
して旅館業等への新規参入を
促進し、湯原温泉を活性化さ
せるための改正です。



にぎわう湯原温泉街

議案第23号 真庭市郷原漆
器の館条例の制定について

(産建)

真庭市民俗資料館条例の
一部改正に伴う制定です。

議案第24号 真庭市旧勝山
藩主三浦邸条例の制定につ
いて

(産建)

真庭市民俗資料館条例の
一部改正に伴う制定です。

議案第25号 真庭市蒜山快
湯館条例の制定について

(産建)

真庭市蒜山高原スポーツ
公園条例の一部改正に伴う
制定です。

議案第26号 真庭市蒜山サ
イクリングターミナル条例
の制定について

(産建)

真庭市蒜山高原スポーツ
公園条例の一部改正に伴う
制定です。

議案第27号 真庭市農業共
済事業事務費の賦課総額及
び賦課単価について

(産建)

真庭市農業共済条例の規
定による賦課総額及び賦課
単価が決定しました。

議案第28号 真庭市簡易水
道事業給水条例の一部改正
について

(産建)

川上・八束簡易水道を統合
して蒜山簡易水道とし、給水
区域を変更します。

議案第29号 真庭市道の構
造の技術的基準等を定める
条例の制定について

(産建)

道路法が改正されたことに
伴い、市道の構造や道路標識の
寸法に関する基準を定めます。

議案第30号 真庭市準用河
川管理施設等の構造の技術
的基準を定める条例の制定
について

(産建)

河川法の改正により、河川
管理上、必要な技術的基準を
定めます。

議案第31号 真庭市移動等
円滑化のために必要な道路
の構造に関する基準を定め
る条例の制定について

(産建)

高齢者、障害者等の移動等の
円滑化の促進に関する法律が
改正されたことに伴い、市道の
構造に関する基準を定めます。

議案第32号 真庭市道路線
の認定について

(産建)

真庭市蒜山吉田地内の道
路を市道吉田線として認定
します。

議案第33号 平成25年度真
庭市一般会計予算について

(予算)

平成25年度の一般会計当初予算は、302億8,500万円、平成24年度当初予算と比較すると、10億2,358万5千円(3.5%)の増額予算を計上しています。骨格予算ではありませんが、重点事業の落合地域総合センター(仮称)建設事業、小学校施設耐震補強工事、中学校施設新改築工事、旭川荘真庭療育センター(仮称)整備事業などの普通建設事業については、継続して事業実施することで事業効果が期待できるため、骨格予算に計上しています。

主な歳出は、議会費では、議員定数が2人削減され議員24人の議員活動費、常任委員会の公開に関する経費など、合わせて1,034万6千円(△41%)減額の2億4,380万8千円を計上しています。

総務費では、コミュニティバス運行に係る経費として公共交通対策事業1億4,714万6千円、落合地域総合センター(仮称)建設事業費として庁舎建設事業費6億4,500万円、真庭ひかりネットワークの管

理運営費として真庭ひかりネットワーク経常管理費1億1,655万4千円、中山間地域の活性化に係る事業費として協働のまちづくり推進事業7,679万8千円、真庭市長及び市議会議員選挙の経費として市長市議会議員選挙業務管理費5,790万8千円など合わせて3億9,535万5千円(9.4%)増額の35億8,546万円を計上しています。

民生費では、旭川荘真庭療育センター(仮称)整備費として障害者福祉臨時管理費1億2,000万円、障害者総合支援法による給付費として自立支援給付費8億9,120万7千円、介護施設整備事業費として高齢者福祉施設整備事業1億2,740万円、中学校卒業までを対象とした医療費無料化のための給付費として乳幼児・児童生徒医療費給付事業2億2,753万1千円、中学校修了までの子どもに支給する児童手当として7億2,601万6千円、生活保護者への生活扶助・医療扶助などの支給費として生活保護費6億1,

476万9千円など対前年比4億1,185万8千円(5.7%)増額の75億9,409万5千円を計上しています。



衛生費では、妊婦の健

診等費用の助成費として妊婦・乳児健康診査事業3,520万円、高齢者等のインフルエンザなど予防接種費用の助成費として予防接種事業1億4,924万8千円、北部及び真庭火葬場建設費として火葬場施設整備事業1億1,263万円、水道未普及解消に係る施設整備費として飲用水供給施設整備事業1億7,695万円など合わせて3億7,165万4千円(△10.7%)減額の31億1,774万9千円を計上しています。

労働費では、緊急雇用対策費(補助・単独)として一般失業者対策業務管理費3,010万8千

円、2,231万2千円(285.8%)増額の3,011万8千円を計上しています。

農林水産業費では、耕作放棄地防止等を目的とした集落への交付金として中山間地域等直接支払交付金事業2億181万3千円、大阪府高槻市の「真庭市場」の通年営業のための協議会への負担金などとして真庭あぐりネットワーク推進事業5,426万2千円、真庭市産材の利用促進を図るための補助金として木材需要拡大事業2,100万円、市有林の間伐・下刈り・造林等の施行に係る経費として公有林整備事業1億6,654万2千円、真庭バイオマスを拠点とした産業創出・人材育成事業費としてバイオマス産

業創出事業1,054万7千円、林道新設改良事業費として林道施設整備費6,577万8千円など合わせて1億3,757万6千円(△7.3%)減額の17億3,751万3千円を計上しています。

商工費では、商工業振興のための関係団体への補助金

として商工業振興各種負担金1億570万円、観光客誘致に係る各種施策のための経費として観光業務管理費3,577万5千円、市の観光施設の管理運営費として観光施設管理費1億232万円など合わせて1億3,637万5千円(△21.8%)減額の4億9,043万8千円を計上しています。

土木費では、県道の整備に係る負担金として県建設事業負担金1億2,300万円、市道の維持管理費として道路維持施設等管理費4億1,535万5千円、市道の施設改良事業費として道路施設改良施設等整備費4億7,300万円、橋りょうの修繕工事費として橋りょう維持施設等管理費4,315万7千円、都市再生計画による湯原地区整備事業費として都市再生整備計画事業5,660万円、高瀬市営住宅2期工事の建設費として市営住宅建設事業(補助)1億5,789万円など合わせて6,562万3,622万4千円を計上しています。

消防費では、真庭市消防団の運営等に係る経費として非常備消防業務管理費1億5,950万円、消防本部庁舎耐震補強工事費及び美作地区3消防本部で整備する消防救急デジタル無線整備事業費として常備消防施設臨時管理費3億4,944万4千円、消防ポンプ車等の更新事業費として非常備消防施設等整備事業(単独)7,724万7千円、災害時に対応するための緊急物資等の調達のためなどの経費として災害対策業務管理費1,541万7千円、自主防災組織結成時の資材等の補助金などとして各種負担金及び補助金1,000万円など合わせて3億2,442万4千円(28.2%)増額の14億7,613万9千円を計上しています。

教育費では、高校・大学等へ進学するための無利子の貸与資金として育英奨学金2,448万円、ICT教育の充実を図るための経費として教育ネットワーク整備事業費4,790万5千円、遠距離通学の児童・生徒を支援するための経費と

して遠距離通学支援事業1億2,700万9千円、小学校校舎・屋内運動場の耐震補強工事費(4校)及び耐震工事設計業務費(5校)などとして小学校施設整備事業(補助・単独)7億1,024万3千円、中学校校舎・屋内運動場の新築工事費(2校)などとして中学校施設整備事業(補助・単独)14億8,852万3千円、小・中学校35人学級編成のための職員人件費として2,991万2千円など合わせて6億2,265万4千円(14.7%)増額の48億6,687万9千円を計上しています。



公債費では、長期債償還元金38億8,946万7千円、長期債償還利子4億6,837万9千円など、合わせて9,591万2千円(△2.2%)減額の43億5,

984万6千円を計上しています。

議案第34号 平成25年度真庭市国民健康保険特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億7,052万3千円としています。前年度予算と比較すると1億6,884万1千円、3.1%の増となつています。これは、主に保険給付費の増によるものです。

議案第35号 平成25年度真庭市後期高齢者医療特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,081万1千円としています。前年度予算と比較すると3,546万2千円、5.4%の増となつています。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増、及び健康診査事業費を今年度から後期高齢者医療特別会計で予算編成を行ったことによるものです。

議案第36号 平成25年度真庭市介護保険特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億7,100万8千円としています。前年度予算と比較すると2億1,894万7千円、4.1%の増となつています。これは、主に保険給付費の増によるものです。

議案第37号 平成25年度真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,319万4千円としています。前年度予算と比較すると252万2千円、3.8%の減となつています。これは、居宅介護支援事業費の減によるものです。

議案第38号 平成25年度真庭市簡易水道事業特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億503万3千円としています。前年度予算と比較すると3億2,134万4千円、24.2%の減となつています。これは、主に平成25年度から飲用水供給施設整備事業を一般会計予算としたことによるものです。

施設整備の主なものは、川上簡水、東部簡水の老朽管改良、黒田飲配水管新設、鉄山簡水・黒田上飲供井戸新設、国道などの支障移設工事等を予定しています。

議案第39号 平成25年度真庭市浄化槽事業特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,102万9千円としています。前年度予算と比較すると195万2千円、1.3%の増となつています。

この事業は、浄化槽市町村整備推進事業で市管理の浄化槽を設置、管理するものであり、設置数は40基を予定しています。

議案第40号 平成25年度真庭市農業集落排水事業特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,129万3千円としています。前年度予算と比較すると1億9,772万8千円、30.0%の減となつています。これは、上水田・山田2期処理施設建設事業の完了による施設等整備費の減によるものです。

施設整備の主なもの、下部地区の測量設計と管渠工事を予定しています。

議案第41号 平成25年度真庭市公共下水道事業特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億2,301万6千円としています。前年度予算と比較すると2億8,961万円、12.5%の減となっています。これは、主に公共下水道事業の終末処理場建設費の減によるものです。

施設建設費の主なもの、久世・勝山処理区、落合処理区の管渠工事を予定しています。

議案第42号 平成25年度真庭市分譲宅地事業特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額はそれぞれ3,907万5千円としています。前年度予算と比較すると2,883万1千円、42.5%の減となっています。これは、販売区画数の減少による土地売却収入の減によるものです。

議案第43号 平成25年度真

庭市津黒高原観光事業特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額はそれぞれ3,445万5千円としています。前年度予算と比較すると4,235万9千円、55.1%の減となっています。これは、臨時管理費の工事請負費と備品購入費の減額と、起債償還の完了による公債費の減によるものです。

議案第44号 平成25年度真庭市クリエイト菅谷事業特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ53万8千円としています。前年度予算と比較すると1,853万8千円、77%の減となっています。これは、臨時管理費の工事請負費の減によるものです。



クリエイト菅谷のコテージ

議案第45号 平成25年度真庭市温泉事業特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,000万円としています。前年度予算と比較すると700万円、6.0%の減となっています。これは、一般管理費の工事請負費の減によるものです。

議案第46号 平成25年度真庭市農業共済事業特別会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,581万9千円としています。前年度予算と比較すると487万円、1.6%の減となっています。主に、「家畜共済」で掛金率の引き下げによる減額と「業務勘定」で職員数の見直しによる一般管理費の減によるものです。

議案第47号 平成25年度真庭市水道事業会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,459万6千円としています。前年度予算と比較すると1億7,820万5千円、16.6%の増となっています。

議案第48号 平成25年度真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計予算について **(予算)**

歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5,004万8千円としています。前年度予算と比較すると4億5,433万8千円、19.7%の減となっています。

議案第49号 真庭市農業共済条例の一部改正について **(産建)**

議案第50号 平成24年度真庭市一般会計補正予算(第5号)について **(予算)**

歳入歳出それぞれ3,651万4千円を増額し、歳入歳出総額302億6,945万1千円を計上しています。これを前年同期の予算額300億7,707万5千円と比較すると、1億9,237万6千円、0.6%の増額予算です。

歳出の主な補正は、特定目的基金への積立金として、真庭市振興基金3億円、ごみ処理施設整備基金3億7,012万4千円、真庭市認定こども園等施設整備基金

3億6,000万円などを増額しています。

議案第51号 平成24年度真庭市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について **(予算)**

歳入歳出それぞれ1億1,051万円を減額し、歳入歳出総額55億9,377万9千円を計上しています。

議案第52号 平成24年度真庭市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について **(予算)**

歳入歳出それぞれ1,861万7千円を減額し、歳入歳出総額6億3,336万2千円を計上しています。

議案第53号 平成24年度真庭市介護保険特別会計補正予算(第3号)について **(予算)**

歳入歳出それぞれ2億4,595万2千円を減額し、歳入歳出総額51億9,529万円を計上しています。

議案第54号 平成24年度真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第2号)について **(予算)**

歳入歳出それぞれ282万8千円を減額し、歳入歳出総額6,096万4千円を計上しています。

議案第55号 平成24年度真庭市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ1億6,647万5千円を減額し、歳入歳出総額11億9,236万5千円を計上しています。

議案第56号 平成24年度真庭市浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ468万円を減額し、歳入歳出総額1億4,839万7千円を計上しています。

議案第57号 平成24年度真庭市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ5,160万2千円を減額し、歳入歳出総額5億9,953万6千円を計上しています。

議案第58号 平成24年度真庭市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ1億3,895万1千円を減額し、歳入歳出総額21億7,118万3千円を計上しています。

議案第59号 平成24年度真庭市分譲宅地事業特別会計補正予算(第1号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ2,504万円を減額し、歳入歳出総額4,286万6千円を計上しています。



津黒高原キャンプ場

議案第60号 平成24年度真庭市津黒高原観光事業特別会計補正予算(第1号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ

416万5千円を減額し、歳入歳出総額7,264万9千円を計上しています。

議案第61号 平成24年度真庭市クリエイト菅谷事業特別会計補正予算(第1号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ90万1千円を減額し、歳入歳出総額2,297万5千円を計上しています。

議案第62号 平成24年度真庭市温泉事業特別会計補正予算(第1号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ50万円増額し、歳入歳出総額1億1,750万円を計上しています。

議案第63号 平成24年度真庭市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ1,438万4千円を減額し、歳入歳出総額2億8,900万6千円を計上しています。

議案第64号 平成24年度真庭市水道事業会計補正予算(第4号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ6,313万5千円増額し、歳入歳出総額1億1,626万8千円を計上しています。

議案第65号 平成24年度真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計補正予算(第1号)について

(予算)

歳入歳出それぞれ1億535万1千円を減額し、歳入歳出総額21億9,903万5千円を計上しています。

議案第66号 和解について
訴訟上の和解について議会の議決を求めるものです。

予算審査特別委員会

委員長 井藤 文仁
副委員長 氏平 篤正

本委員会では、議案第33〜48号までの当初予算議案と議案第50〜65号までの補正予算議案について付託を受け、3月8日、11日の2日間付託案件について審査を行いました。今定例会で上程された当初予算については、4月に市長・市議選挙を控え

2月臨時会

2月5日開催

議案第1号 監査委員の選任について
真庭市議会より三村一夫議員が選任されました。

議案第2号 真庭市議会政務調査費交付条例の一部改正について
地方自治法の改正により政務調査費が政務活動費と改称されたことなどによる条例改正です。

議案第1号 真庭市議会委員会条例の一部改正について
地方自治法が改正されたことなどによる改正です。

原案可決

総務常任委員会

委員会開催内容

総務常任委員会では2月8日に委員会を開催し、所管部署の出席を求め、調査研究を行いました。

《消防本部》

■平成24年中の火災・救急等活動状況について

平成24年中の火災発生状況は、発生件数は26件で、負傷者5名でした。原因はたき火3件、電灯、電話等の配線、ストーブ、火入れ等が上位を占めています。火災発生は2週間に約1回発生していることとなります。救急車の出動件数は2,283件でした。一日当たりでは約62件になります。救急の現場到着時間は平均10.5分で、全国平均より2分ほど時間がかかっています。収容所要時間は、36.9分で、全国平均より約1分早く病院収容ができています。

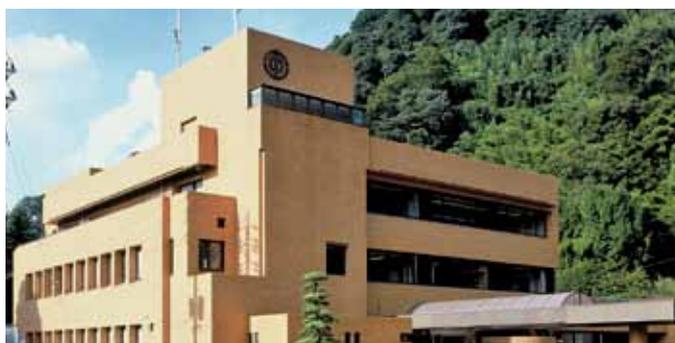
《勝山支局》

■勝山支局庁舎の耐震診断結果について

築32年が経過しており、コンクリート強度とコンクリート中性化の調査を実施しまし

たが、問題はありませんでした。耐震診断結果は、目標のIS値0.68に対して1階、2階で基準を満たさない部分がありました。診断結果に基づき耐震化工事した場合の概算工事費は約1,000万円になると報告がありました。

委員からは、勝山支局の全体構想について、2階・3階が勝山地区の生涯学習の拠点になるだろうが、勝山文化センターと機能が重複しないようにとの意見がありました。これに対して執行部からは、2階を図書館と子どもの読み聞



勝山支局庁舎

かせ室、学習室、展示スペースにと考えています。3階は地域交流スペース、ビデオやDVDが見れるようにスクリーンを設置し、ベンチを置いてはと利活用推進委員会から中間答申をいただいています。内部で検討し、できるだけそのようにすすめていきたいとの答弁がありました。

《危機管理課》

■地域防災計画についての進捗状況について

国から示される南海トラフ巨大地震の想定がかなり遅れています。仮に県へ2月末に来た場合、県が再検討して修正案を決定することになるので、市町村に示されるのは5月から6月になるのではないかとこの状況です。真庭市は平成24年度に予定していた防災計画策定の一部を平成25年度に持ち越すとの報告がありました。

《会計課》

■基金残高、コンビニ収納の状況について

平成24年12月末の財政調整基金は、109億4,029万9,714円です。25基金の残高は、

167億8,706万6,556円となっております。

またコンビニ収納は今年度4月から導入しています。12月末までの状況は、1万5,455件で、1億1,849万3,824円の収納で、予想を上回る利用状況であるとのこと。利用が多いのは、軽自動車税、保育料、住宅使用料、介護保険料、浄化槽使用料です。

委員からは、国民体育大会運営基金については、名目を変えて別途積み立てるのが良い、コンビニ収納により収納率がどれだけ増えたのか、全体に占める割合はどうかなどの質問に対して、執行部からは、国体基金は、監査委員からの指摘もあり蒜山振興局を中心に用途について検討しているとの聞いています。また、コンビニ収納の全体に占める金額の割合は、12月末現在で介護保険料が56%、住宅使用料が46%、保育料が43%となっています。

また、委員からは収納率は上がっているのかとの質問に、執行部からは決算で検証してみたいとの答弁がありました。

文教厚生常任委員会

委員会開催内容

文教厚生常任委員会では2月6日に委員会を開催し、所管部署の出席を求め、調査研究を行いました。

《健康福祉部》

■旭川荘真庭療育センター（仮称）整備事業の進捗について
現在、旧湯原温泉病院の解体工事を発注しており、予定通り今年3月29日に解体が完了する見込みであると報告を受けました。来年度、実施設計及び建設工事を予定しており、平成26年度から開設予定です。事業費は総額3億5,965万8千円、そのうち真庭市の補助金は1億1,339万6千円を予定しています。

■福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の導入について
介護保険の「福祉用具購入」「住宅改修費」の支給方法が、従来は「償還払い制度」のみでしたが、25年度からは「受領委任払い制度」を導入し、より利用しやすくなるようにします。

■携帯用緊急連絡カードについて
広報真庭3月号と一緒に全戸に配布する予定です。

■真庭市幼稚園・保育園整備計画について
12月28日から1か月間パブリックコメントを実施して2件の意見をいただきましたが、計画を変更するような意見はありませんでした。

《市民環境部》

■特定健康診査等実施計画について
第2期特定健康診査等実施計画を策定しています。この計画は、平成25年度から5か年の第2期計画であり、真庭市国民健康保険の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項とその目標について定めたものです。

特定健康診査の受診率が伸びていないという状況の中で、今回も高い目標の計画を定めています。来年度からは受診率向上のために、次のような施策をすすめたいということです。

①個人負担を2,400円

から1,000円に減額する。
②人間ドックについてはAコース1万9,000円を1万5,000円に、Bコースを1万7,000円から1万3,000円に減額して受診率向上を目指したいとしています。

■コミュニティバスの運行について
「久世・河内ルート」については金田病院前停車位置より病院の入り口近くに変更。「落合・下方ルート」については下方地区本山医院へのルートを追加。ルートの延長については、北房・久世線を皆部から薬師堂まで延長し、運行本数は当分の間、現行の半分の本数を運行します。バス運行本数の増便については、蒜山・久世線の勝山発 12時00分の便を1便増便予定としています。

■市内通過の高速バス停留について
日本交通(株)運行の「倉吉・大阪」便の停留所を現在の湯原温泉口、久世インターに加え「蒜山犬狹」を停留所とします。場所は313号線の犬狹ト

ンネル手前の広くなっているところとす。

■火葬場の整備計画について
真庭火葬場の用地交渉がまとまり、購入の見通しがついたということ、平成25年度に用地を購入します。事業費については合併特例債を使う予定ですが原則2か年事業で、真庭火葬場については、平成25年度、26年度に測量・造成工事及び建設工事を予定しており、用地取得については特例債が使えないので、25年度一般財源で購入する準備を進めています。27年度の供用開始を目指しています。

北部火葬場については、蒜山地内旧国道313号線犬狹峠の鳥取県境手前の右側の市有地に場所が決定しています。平成24年度で、地質調査・造成工事を発注していますが、積雪等により明許繰越を余儀なくされている状況です。平成25年度、26年度において造成工事、実施設計及び建設工事を完了し、供用開始を予定しています。平成27年度に既存施設の解体工事を予定しています。

産業建設常任委員会

委員会開催内容

産業建設常任委員会では2月6日、14日に委員会を開催し、所管部署の出席を求め、調査研究を行いました。

《湯原支局》

■配湯申込金及び配湯使用料の改正について

湯原温泉の宿泊入湯者数は昭和47年度の26万人がピークでした。平成に入ってから21〜22万人で推移していましたが、平成16年度には20万人を割り込む事態となりました。さらに平成22年度には11万人となり、ピーク時の約40%に落ち込んでいる状況です。しかし23年度には若干持ち直しており、13万人程度となっています。この宿泊客の減少については経済状況や温泉嗜好の変化への対応不足等が考えられます。

このような状況下で、湯原温泉はイベントの開催や宣伝活動を行い、誘客を図っておりますが厳しい状況は以前続いています。

そこで湯原温泉の活性化を図る策として、宿泊施設の新規参入を促進する措置、宿泊

施設の経費の軽減や温泉を利用しやすい環境を作る方策として基本内湯配湯申込金を50万円から30万円に、また基本料金の使用量について20キロリットルから300キロリットルに改正するとの報告でした。これについては、平成25年3月定例会で条例改正案が原案可決されました。

《商工観光課》

■真庭市従事者・後継者育成補助金について

この補助金の目的は、真庭市内の事業所または真庭市に住所を置き事業を営むものが従事する者の技術水準向上、能力開発及び意識改革と人材育成を目的に、公的な機関及びこれに準ずる機関等で開催される各種研修に参加させ、当該経費を事業者が負担する場合、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象者は、まず第一の条件は、市内に工場または事業所を有する者または市内に住所を置き事業を営む者です。（ただし風俗業、サービス業のうち娯楽業、医療業は外す。）また、納期の到来した市税を完納した事業者、そし

て補助を受けようとする各種研修会等に要する経費を負担した事業者ということで工場等の従業員含め、個人事業者においても、各種講習があります。そちらに参加される費用を自己負担された場合については、補助の対象という考え方に変更しています。

補助対象経費としましては、公的な機関及びこれに準ずる機関等が開催する各種研修会等における受講料とテキスト代（宿泊費、旅費を含まず。）について補助したいと考えています。また労働安全衛生法上に定められている特別教育報酬等は、事業者には義務づけられているものですが、人材育成という観点からであれば、すべてを対象にしたいと検討しています。

補助金の額は補助対象経費に係る2分の1とし、1人当たりの上限額を2万円と考えています。例えば1人当たり受講料が3万8,000円の場合は1万9,000円となります。4万5,000円の場合は2万円の上限額となります。

補助金の額は補助対象経費に係る2分の1とし、1人当たりの上限額を2万円と考えています。例えば1人当たり受講料が3万8,000円の場合は1万9,000円となります。4万5,000円の場合は2万円の上限額となります。



常任委員会での審査のようす

補助金の申請時には受講決定通知書の写し、受講に要する経費を明らかにする書類、市税の完納証明書が必要ですが、受講が完了して、補助金の請求を行っていただく場合は研修修了証書、受講に要する経費の清算書、領収書等が必要になります。この補助事業により地域内企業の底上げを図り、また企業誘致における人材不足の不安を払拭するためにこの補助金を検討しているとの説明でした。

真庭市議会 3月定例会

一 般 質 問



一般質問の記事は質問した議員本人の原稿に基づいています

妹尾智之 議員

福祉避難所について

問

災害時、被災されたときに災害弱者となる高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、また病弱者などについては、一般的な避難所では生活に支障を来すために、福祉避難所において何らかの特別な配慮が必要があるとして、国は福祉避難所設置運営に関するガイドラインを出している。真庭市の福祉避難所について、以下の点について伺います。

①市における福祉避難所開設に関してのマニュアルは策定されているか。

②福祉避難所の開設の判断基準及びその手順についてはどのようなようになっているか。

③福祉避難所に指定されている施設の耐震化はどのようになっているか。

④福祉避難所の入所対象者に関してどのような把握され、災害時要援護者避難支援プランとあわせて対象

者数の把握が必要と考えるが、お尋ねする。

答 井手市長

①福祉避難所開設に関してのマニュアルは策定していないが、来年度地域防災計画との整合性のとれた指定避難所の運営マニュアルの策定を予定している。国の福祉避難所設置、運営に関するガイドラインに沿った運営マニュアルについて、関係部署で策定する。

②開設の判断基準は、指定避難所へ避難した方々の中で高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱な人などの要援護者が一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする場合に開設する。手順は、福祉避難所として施設の使用について協力を要請し、市と施設

が協力して要援護者へ支援する。

③施設の安全性はおおむね確保されている。

④ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がいのある人等を対象に、民生委員等に御協力をいただき災害時要援護者台帳を作成し、台帳をもとに避難時の様子等を勘案して、福祉避難所への避難対象者を把握する。



福祉避難所協定書調印式

池田文治 議員

湯原温泉が実施しているしし祭りなど、利用を検討

問

鳥獣害対策と狩猟文化の復活について、狩猟免許の取得補助及び職員の積極的な参加は望めないか。昔のように狩猟文化の復活料を提供できないか伺いたい。

答 井手市長

申請手数料と講習会受講料の1/2を補助。職員にも積極的な狩猟免許取得に向け周知、免許取得者を増やすことにより一層の鳥獣害対策を進める。次に、狩猟食文化の復活については、湯原温泉が実施しているしし祭りなど、利用を検討する。



落合地域総合センター(仮称)から落合小等へ避難

問

浸水1メートルから2メートル未満の想定区域内に防災拠点施設、落合地域総合センター(仮称)は機能を果たせるか伺いたい。

答

井手市長

落合地域総合センター(仮称)は、旧313号がゼロから50センチの浸水想定であり、そこまでは約35メートル位の距離があるため、土のうその他整備により、緊急時には、落合小学校ないし中学校等に避難するといいう措置を図る。

児童減少に伴う学校規模の適正化と教育環境の向上を

問

真庭市幼稚園・保育園整備計画並びに小学校整備計画は、園児・生徒数の減少による統合をと読み取れるが、子供たちの成長によい

影響を与える環境・施設、児童数、先生、通学圏での対応、対策を実施するべきと考えるが伺いたい。

答

沼教育長

極小規模校の場合、学習面や生活面においては一人ひとりに目が行き届くが、人と人とのかわりが限られることから、個人の自主性や主体性が育ちにくい面や教育活動が制約される面がある。平成23年1月に策定した計画は、児童減少に伴う学校規模の適正化と教育環境の向上を図るという目的のために行っている。



新しい八束小学校

森田一文 議員

合併して8年目、今、その検証を!

問

私は、熱心な合併論者でした。今まで、合併して良かったと心から語ってくれた人にまだ出会っていません。今も昔も、自主財源には乏しい真庭だが、財政の内容等は、大きく改善され、新しい時代に向けて大きく成長したと思っている。しかし、個人的には、決してそうでないものがある。それは何なのか!地域には、大小さまざまなグループがある。それに対して以前とどう変わったのか!それぞれの地域に大切なものを忘れてはいないか!真庭らしさを失ってはいないか!等、各地区から代表を出しての検証班で、あらゆる分野での検証こそが、今後の真庭をつくることだと思いが市長の考えを伺う。

また、高いレベルでの答弁を賜ったが、こういう言い

方で終始すると、質問はしにくいところだ。政治とは、「住民の幸せ」の追求だと思ふ。住民が、「幸せ」を実感できるのは地域である。こうした面からも検証は必要だ。

答

井手市長

合併の目的は、将来栄える地域をつくるためであり、よりコストを安くして、質の高い行政サービスを生み出すためである。合併により、町村の垣根を無くして、人々の生活圏が大きく広がった。そうした中、真庭市総合計画を策定し、それにのっとり市政を推進している。ひかりネットワーク、コミュニティバス、あぐりネットワークの整備等が実現できた。合併は行政改革の最大のチャンスだ。いろいろの分野で、それをやっている。地区代表での検証は、今ここですることを申し上げることはできない。「検証班」については申し上げにくいのが、趣旨については、ぜひ、今年度中にまとめていく。

長尾修 議員

防災強化による地域経済の再生

問



本年1月、日本経済再生に向けた緊急経済対策が閣議決定された。具体的施策の一つ、市民の命と暮らしを守るインフラの再構築は、地域経済再生の重要な施策と考えるが。

答

井手市長

市民の生命と財産を守り、安全・安心な暮らしを確保することは、行政にとつて最重要の責務であり、そのためには社会インフラの再構築は重要な施策である。現在、真庭市においても、公共施設の防災・減災対策、公共インフラの再構築、小・中学校施設の耐震化などについて、計画が具体化したものから順次予算し、事業実施している。

高速バスの市内停車

問

現在、市民や観光客、ビジネス客の遠距離移動について実情をどのように認識しているのか、またこの問題を今後具体的にどのように解決していくのか。

答 井手市長

高速バスは、できるだけ早く目的地に着くことが求められるため、バス会社にしてみれば新たな停留所の設置は、時間的な調整と人件費、採算面の問題、他社の運行路線への影響等もあり、要望どおりには実現していないのが現状である。今年4月から新たに倉吉大阪線では蒜山犬狹で、倉吉岡山線では蒜山犬狹と湯原温泉口、鳥取倉吉広島線では湯原温泉口で乗降できる。今後は、現在運行している高速バスの利用促進を図り、引き続きバス会社により市内停留所の設置や増便等の要望を行っていく。



高速バス 蒜山犬狹停留所

宮本 繁 議員

真庭市の体力について

問

①市民の社会保険、年金の有無について実態把握されているか。②ガソリン給油所は合併後15か所閉鎖している。消防法の関係で10年先の見直しはどうか。また、お金の出し入れの箇所の状況はどうか。③真庭市の子供たちの育つ生活環境、自然、家庭、食、地域、園、学校、友達等のかかわり方が

答 井手市長

この8年間でどのように変化しているのか。

①実態把握はできていない。調査も難しい。②タンクの老朽化により閉鎖される事業所の増加、低燃費車の普及等による需要の低下などが予測される。10年後はさらに厳しい予想。市民の生活に支障が出るのが危惧される。対策を検討する必要がある。金融機関についてはコンビニの増加により、現在9店舗でATMの利用や公共料金の振り込みが可能である。③子供の遊びは屋内のゲーム機等の遊びに変化、保護者によるネグレクトが増加、地域内の関係が希薄化し、地域で子供を育てる認識が薄れている。保育園の延長保育、長時間保育が増え、子供が保護者とかかわる時間が少なくなっている。

問

知的財産形成と図書館活動のあり方について

①図書館活動を強化する

ために、自由に活動できる図書館の行政的位置を確保し図書館人の身分保障並び地位等を改革していく方向について伺う。②統一された図書館での選書のあり方について伺う。



図書館にならぶ図書

答 沼教育長

①平成26年度からは真庭市立図書館は全て直営とする予定。久世図書館を中央図書館と位置づけ、専任図書館長を配置し市内7図書館の運営や職員の指導を行い、図書館活動を強化していく。今後は、司書資格を有する職員を配置していく予定である。②原則選書は中央図書館で行いたい。

岩本 壯八 議員

市長出馬要請の新聞報道について

問

新聞報道において「市長選出馬要請、井手真庭市長」という記事が掲載されたが、大きな影響力を持つ市長としてどういう考えでの行動であったのか。政官財こそっての支援ということであれば、志ある方がおればその芽を摘むことになり、市民も上のほうで決めてしまおうのかという意味にとられかねない。

答 井手市長

京都府副知事とは旧知の関係。副知事の任命権者である山田知事に対して私の考え、気持ちを申し述べるのが礼儀であると思いい、直接お会いした。その場で出馬要請した訳ではない。政治家井手紘一郎として、信念に基づいた行動である。今回、本人に対して私の後のために選挙に出て

くれと言った覚えはどの場面でもない。

市長の2期8年の総括について

問

初代真庭市長として在任したこの2期8年間を振り返っての所感を伺いたい。

答 井手市長

花開けども風雨多しの大変な歳月であった。9か町村が合併したが、核となる拠点も指針もない。まず着手したのは、真庭市総合計画の策定。各分野の基本計画の策定には1年以上がかかった。町村合併の理念に基づき、どのような政策を



答弁する井手市長

企画、立案、実行すれば市民ニーズに応えられるか、思案の日々が続いた。職員、議会、協働のまちづくりで市民の皆様にも多数参画いただいたが、全ての人たちが燃えるような情熱で取り組んでくれた。どうにか市の姿、形、体制が整ってきた。しかし、市民が豊かさや幸せを実感できるふるさと真庭市が創出されるまでには、更に多くの努力と創意工夫が必要。市には多くの資源がある。それを活用して潜在能力を引き出し、地域力増強は十分可能。一味違った新感覚、新発想で市政を推進し、立派な真庭市を創出されることを期待する。

柿本健治 議員

平成25年度地方財政対策と地方交付税について

問



安倍政権が地方公務員給与削減を前提に地方交付税の裁量権を無視した極めて乱暴な手法である。地方交付税は地方固有の財源であり、使途について国が決める手法は交付税制度の根幹を揺るがしかねない対応であり全国知事会など地方6団体からも異論の声が上がっているが見解を問う。この様な手法は分権改革に逆行するもので、国が財源をちらつかせ地方を従わせようとする中央集権への先祖がえりと考える。地方自治体は厳しい財政状況を踏まえ、平成の大合併に見られるように国とは比較にならない行政改革を実施し、職員も大幅に削減する中住民サー

ビスの低下を最小限にとどめる努力をしたと考えるが見解を問う。

答

井手市長

7月から地方公務員給与削減を前提に決定された事、国を上回る行財政改革を適切に評価する事なく給与の削減を求める事は問題である。地方公務員給与は、自治体で自主的に決定するもの。地方交付税は全ての地域に標準的なサービスを提供する為の固有の財源でありこの様な手法は地方自治の観点からも不適切な手段と考える。

ささぶき苑の整備と諮問委員会答申について

問

ささぶき苑の整備が当初予算削減で不透明になっていくが施設は老朽化しており早い改築が望まれているが、整備は新体制で成案を得たいとしているが改めて検討委員会設置は困難と考えるが新体制にどの様に引き継ぐのか伺う。

答

井手市長



養護老人ホームささぶき苑

至道高校跡地・湯原地内案と、2度にわたり議会の承認頂けなかった、入所者の生命の安全を第一にスプリンクラーを設置。事務引き継ぎは経過の説明にとどめ新体制に委ねる。

初本 勝
議員

問 勝山の中須線について

旧勝山町からの継続事業で竣工した中須線が岡山県森連の土場の手前でとまったままで現在に至っている。



市道中須線

何が妨げで今まで完成を見ることができなかったのか。また、旧勝山町が県森連と十分協議をしないままにした道のように聞きました。現状は、そういう経緯があったように思うが、今の現状を見るときに、大きな車が木を運びに来たり持ってきたりするわけで、水夢の裏にある堤防を通行しており、初めてこられた方は、あの新しい大き

な道なので、真すぐ土場に入れるものと進まれる人が相当ある。土場に大きな車がスムーズに入れる状況だけができないものかと思っっている。一般の車は堤防から中須線に入ればいいと思う。木材の、持ち込み、搬出だけでも大きな道を通って土場に入れたら、木を運びに来られる人、大変楽に入れるそういう気持ちがあり、質問した。

答 井手市長

旧勝山町が平成14年度から計画を進め、平成15年度から工事に着手されたものである。旧勝山町の道路計画内に県森連の土場が位置しており、当然のことながら県森連との事前協議や、用地補償買収交渉が必要であるが、十分な協議がなされたものではない。その協議の中で、県森連としては用地を提供するというようなことは全く申し上げたことはない。そういう状況の中で事業が着手され、現在の道路形態となっている。県森連にとって重要な共販所の用地なので、どうか御理解を賜りたい。また、本件は勝山町が主体的に町道中須線を整備しようとしたわけで、構想は県森連の会長として、聞いておくことは確かです。この協議は事務レベルでいろいろとあったが私の所まで上がって来たことはない。

古南源 二
議員

問 人材確保と人事評価について

高齢者福祉に関する相談があり、条例、規約、運用に相談前例がなく、県からは、紋切り型の返事しかなかった。市の担当女性職員の発想で、相談者の希望に近いように、問題解決に向けてよいアドバイスをしていた。また家出少年に対する女性職員の優しい口調での対応は必要であると感

じた。児童相談所への対応も良かった。市民から見て職員の行動が納得でき、市民が職員に感謝の気持ちを抱き、感謝の言葉まで頂けるような優秀な職員の処遇については、検討課題に値すると思うがいかがか。

答 井手市長

職員が市民に感謝される仕事をするのは当然とはいえ、市長として大変うれしい気持ちになる。職員の人

次期市長に何を託すのか。また、真庭市の発展にとって議員はもちろん市民も地域工ゴを捨て、市内に存在する自然、資源、産業、文化、人財等、あるもの全てを集約して、オール真庭の取り組みが不可欠であると思うがいかがか。

問

真庭市の将来像をどう描いていたか

事評価は広い視野で総合的に行うもので市民の評価も加味されることは当然のこと。自治体において、人材育成は極めて重要、人材の質が行政の質を決めると言ってもよい。職員が自らの意志で政策をつくり、それを効率的、効果的に実現し、結果責任を明らかにできる自治体でありたい。



イメージ

答

井手市長

真庭市政の成長戦略は、真庭市総合計画に定められた施策を着実に実現させることであり、次期市長にもそれを継続してもらいたい。真庭市ならではの資源を十分活用し、個性あふれる豊かな郷土づくりが次世代に対する責務である。英知を結集して、子や孫たちが我が郷土に誇りと愛着を帯び、真庭市づくりを期待する。

真庭市においては、平成26年度以降、個人住民税の非課税を参照して減免措置、保険料や自己負担額の段階区分を設けているものは、高額療養費自己負担額、

答

井手市長

安倍自公政権は、生活保護費の大幅削減と、生活扶助基準の引き下げを予定している。生活保護基準の引き下げは、地域の最低賃金や住民税非課税限度額、就学援助などと連動し、地域の低所得世帯全体の生活水準に深刻な影響を与えるものだ。憲法25条の生存権保障の観点からも、地方自治体の首長として、真庭市への影響を具体的に明らかにするとともに、国に対して反対の意思を明らかにするべきではないか。

問

国の生活保護基準引き下げに反対の意思を

岡崎陽輔 議員

初代市長としての任期が終わる。市民が幸せを実感できる市政となったか、何が実現し、何が課題として残ったかの。

問

井手市政の残された課題について

影響は現時点では不明である。今後の動向に注視し、状況によつては、全国市長会等を通じて引き下げられないよう国に要望したい。



企業誘致を進めている真庭産業団地（南区域）

答

井手市長

お年寄りから子供までひとしく幸せを実感し、豊かで安心して潤いのある生活ができることを最大の目標としたが、地域経済の活性化、企業誘致、定住促進など道半ばであるのも事実。持続可能な社会構築の将来ビジョンを早急にたて、真庭の総力を結集することが必要だ。

三村一夫 議員

合併から8年、行政区域の合理的、効率的見直しを

問

合理的効率的行政を進めることは、市民サービスの原点である。農林土木、保健福祉、教育、消防防災など旧町村の枠にとられず再編すべき点があるのではないか。

答 井手市長

真庭市は9か町村の合併により、市民生活圏は拡大し、旧町村の枠を外して進めている。しかし旧町村を中心とした行政区域は、長い歴史の中で培われたものであり、現在振興局、支局を設置している。学区の見直しは、小中学校適正化計画に基づき学区の保護者、住民の理解と総意の基に再編を進めているが、現段階では行政区域の変更は考えていない。市民の利便性を中心に議論すれば、行政経費の削減、合理的行政サービスの

の提供が進むかどうかとの質問ですが、地方公共団体はその事務処理に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるよう定められている。今後、社会情勢の変化に伴い、この課題に取り組んでゆかなければならない。

答 沼教育長

学区の再編について、大幅な再編は行っていない。学校教育法により指定学校の変更が認められている。家庭の事情、利便性、地理的理由により通学校の変更を認めている。学区再編にかかわらず、希望校への就学は可能である。

里道赤線青線の国から移管された事務取り扱いが適切に行われていない

問

里道、赤青線これは部落の維持管理を地域の人が守ってきた。市の不適切な事務処理により通行できない状態が起こっている。早急に原状復帰し利用者の不便の

解消されたい。

答 井手市長

法定外公共物と民地の境界に立ち会ったが内容が間違っているとの指摘を受け、再度境界を定めるよう関係者及び関係機関と協議を始めている。

妹尾 昇 議員

財政計画の総括について

問

私も監査委員として全会計を詳細に見てきた。そこで、以下の質問をする。

① 総合計画

を基本に、財政の健全化と行政のスリム化、効率化を推進してきた中で、市民生活に支障は感じられなかったか。

② 市政の一体感の醸成を



真庭市総合計画

推進してこられたが、達成できたと思われるか。

③ 国は次世代に重い負担をかけているが、市長は真庭市の負担をどのように考えているのか。

答 井手市長

① 総合計画に定めた各種施策の実施は、財政健全化のため、積極的な行政のスリム化、効率化を進めてきた。前期4年間は削減、縮小の改革に力を注いだことから、特に振興局、支局等の職員数が減少し、身近なサービスの希薄化が行財政改革のマイナス効果として感じられてきた。一定の財政健全化が進んだ後期には効率化等により生み出された財源、

人員等を福祉や教育、環境、産業育成等の分野に重点的に投入し、市民生活に支障が生じないよう、ある程度に対応はできていると考えている。

② 「文化や地域性などの情緒的な垣根」と「物流的な垣根」を取り除き、一体感の醸成を進めるためのさまざまな施策を実施してきた。ある程度、垣根が取り払われてきたと考えている。行政サービスも、既に旧町村の垣根が取り払われており、情報や物流の範囲と量の増大、行政サービスの広域化などにより、市内の一体感の醸成は大きく進んでいる。

③ 合併以来、財政の健全化に向けた行財政改革を強力に実施している。真庭市全体の起債残高は、平成24年度末見込み額で約626億円と合併当時と比較して80億円の減額、財政健全化の指標である将来負担比率は69.7%で県平均85.3%を大きく下回っている。財政調整基金は平成24年度末見込み額は約110億円で、合併当時と比較して82億円の増額となっている。

議会の動き

- 1/4 (金) 真庭市新年互礼会・真庭商工会落合地区新年互礼会
 6 (日) 北房新春ふれあいマラソン大会
 7 (月) 広報編集特別委員会
 10 (木) 北房商工会新年互礼会
 12 (土) 真庭きららフェアー
 13 (日) 真庭市成人式
 15 (火) 三重県松坂市議会視察
 17 (木) 広報編集特別委員会
 20 (日) 北房女性のつどい
 24 (木) 国民健康保険運営協議会
 26 (土) 環境絵画コンクール表彰式
-
- 2/2 (土) 防災のまちづくりフォーラムin真庭・岡山県地域人権問題研究集会
 3 (日) 北房ぶり市
 4 (月) バイオマスタウン真庭推進協議会・バイオマス研修会
 5 (火) 臨時会・真庭市温泉協議会
 6 (水) 文教厚生常任委員会・産業建設常任委員会
 7 (木) 勝央町議会視察・観光サポーターズ倶楽部近畿情報交換会
 8 (金) 総務常任委員会・真庭いきいき農林業者のつどい
 9 (土) 真庭市落合梅花展・福祉フォーラムin真庭
 12 (火) 岡山県市議会議長会総会・真庭広域市町村圏事務組合議会
 13 (水) 全国市議会議長会地方行政委員会
 14 (木) 委員会活動報告会・議会運営委員会
 15 (金) 全国過疎地域自立促進連盟理事会
 19 (火) 議会運営委員会
 21 (木) 山梨県甲府市議会視察
 22 (金) 本会議(開会)・真庭市消防団勝山方面隊消防操法訓練大会激励式
 24 (日) 文化講演会・エスパスセンター地域創造大賞受賞記念祝賀会
 26 (火) 本会議(一般質問)
 27 (水) 本会議(一般質問)・広報編集特別委員会
 28 (木) 本会議(一般質問)
-
- 3/1 (金) 蒜山高校卒業式
 2 (土) 落合・真庭高校卒業式、閉校式
 3 (日) 久世高校卒業式、閉校式
 4 (月) 本会議(質疑、委員会付託)
 5 (火) 文教厚生常任委員会
 6 (水) 総務常任委員会・産業建設常任委員会
 8 (金) 予算審査特別委員会
 10 (日) 湯原ライオンズクラブ認証35周年記念式典
 11 (月) 予算審査特別委員会
 12 (火) 議会運営委員会
 14 (木) 本会議(閉会)
 15 (金) 中学校卒業式(7校)
 17 (日) 真庭市初出式
 18 (月) 美作国建国1300年記念事業真庭市実行委員会
 21 (木) 「蒜山タンチョウの里」開所式
 22 (金) 小学校卒業式(25校)
 25 (月) 二川小学校卒業式
 26 (火) 中部環境施設組合議会
 27 (水) 公共下水道落合浄化センター通水記念式
 28 (木) 岡山県広域水道企業団運営協議会
 30 (土) 中津井雛の文化まつり



皆さんの声 お待ちしております!

議会広報編集委員会では、議会だよりを刷新いたしました。市民の皆さんのお声をいただき、今後の議会広報紙づくりの参考にしたいと考えています。

広報紙の内容について、また議会や行政に関するご意見ご要望等ありましたら、住所氏名を明記し議会事務局までお寄せ下さい。

宛 先

真庭市議会事務局
〒719-3292 岡山県真庭市久世2927-2
☎ (0867) 42-1272(直通)
FAX (0867) 42-1420
Eメール gikai@city.maniwa.lg.jp

議会を傍聴しませんか

本会議および委員会は公開を原則としており、傍聴ができます。傍聴により紙面では伝えることのできない議会や議員の生の活動がわかります。



このメンバーで頑張ります。

請願・陳情の受付は 次のとおりです

- 3月定例会 = 1月末日
 - 6月定例会 = 5月末日
 - 9月定例会 = 8月末日
 - 12月定例会 = 11月末日
- ※ただし、土日祝祭日等の閉庁日は除きます。
※陳情・請願の様式等についての問い合わせは議会事務局 (TEL:0867-42-1272) までお願いします。

なお、請願・陳情1件につき、要望内容は1件でお願いします。

複数の要望事項がある場合は、それぞれについて陳情・請願を提出していただきますようお願いいたします。

贈らない! 求めない! 受け取らない!

寄附行為等の禁止について

公職選挙法により、政治家が選挙区内で寄附行為等を行うことは禁止されています。このため、市議会議員はお中元・お歳暮などを贈ったり、地域の行事に差し入れや祝儀を出すことはできません。選挙区内に暑中見舞い状や年賀状を出すことも禁止されています。また、市民から市議会議員に対して、寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることも禁止されています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

議会広報編集 特別委員会

- | | | | | | |
|------|------|-----|------|------|------|
| 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 副委員長 | 委員長 |
| 福島一則 | 草野秀育 | 緒形尚 | 入澤廣成 | 原秀樹 | 氏平篤正 |
- (事務局 杉山修一)